

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	那覇市・豊見城市(代表) 糸満市・南城市 八重瀬町・南風原町 与那原町

沖縄本島南部地区鳥獣被害防止計画

<連絡先>

沖縄本島南部地区野生鳥獣被害対策協議会事務局：J A おきなわ 南部地区営
農振興センター

所 在 地：沖縄県八重瀬町伊覇 434

電話番号：098-840-7800

F A X 番号：098-840-7477

メールアドレス：yoshiki_miyazato@ja-okinawa.or.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シロガシラ ハシブトガラス
計画期間	令和8年度～10年度
対象地域	那覇市・豊見城市・糸満市・南城市 八重瀬町・南風原町・与那原町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	面積(a)	金額(円)
シロガシラ	インゲン	11	1,329,900 円
	キャベツ	29.8	1,555,560 円
	トウモロコシ	3.96	170,914 円
	ナス	1	121,500 円
	ブロッコリー	8.7	359,136 円
	レタス	36	1,180,080 円
	ジャガイモ	1	48,750 円
	カボチャ	22.3	1,556,540 円
	カリフラワー	1	58,480 円
	計	114.76	6,062,947 円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

・シロガシラ

1. 生息状況：1976年に糸満市で初めて確認され、その後同地域を中心に、徐々に個体数が増加し分布域も拡大している。1998年には本島北部地区国頭村まで報告されている。
2. 被害発生時期：群れを形成し始める12月から2月までが最も被害の大きい時期
3. 発生場所：糸満市、八重瀬町、豊見城市でキャベツ、レタス、カボチャ等の露地作物で、被害が多発している。

・ハシブトガラス

令和元年にキャベツやレタス等でカラス被害があり、現在被害ないが傾向としては畜産施設近辺に目撃情報あり。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（6年度）	目標値（10年度）
被害金額(円)	6,062,947 円	5,456,652 円
被害面積(ha)	1.14ha	1.09ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	シロガシラ ・被害報告のある圃場に、捕獲箱を設置し駆除を行っており、被害発生時期の12月～3月においては、調査員を雇用し捕獲箱設置圃場の巡回及び捕獲に当たらせている。 ハシブトガラス ・近年被害が発生したので、捕獲箱を設置した。	シロガシラ ・捕獲効率を上げるために、指導員を通して農家から情報収集する。 ・狩猟免許(わな・網)取得による担い手を育成する ハシブトガラス ・市町村・JA等により被害状況調査を行い、現状を把握することや、捕獲箱の設置等により、被害防止対策に取り組む必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	シロガシラ ・防鳥ネット施設を平成22年度に豊見城市に9ヶ所と糸満市に10ヶ所、平成25年度に糸満市に14ヶ所、平成31年度に糸満市に12カ所で計45ヶ所整備した。 ハシブトガラス ・協議会で1箱実証導入済み	シロガシラ ・施設未整備地区における被害状況等の情報収集をする必要がある。 ハシブトガラス ・維持・管理する事が借主の農家では、厳しい状況にある。
生息環境管理その他の取組	無し	作物の収穫残差や集落の中で生ごみなどの餌資源があり、鳥類を呼び寄せる要因となっている。農家や地域に呼びかけを行い、防止意識の啓蒙を図る必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

シロガシラ

- ・鳥類であるシロガシラは、移動範囲が広いため、各市町村が連携して広域的な対策に取り組んでいく。
- ・シロガシラを作物に近づけないために、圃場の中央または周辺ではなく、圃場周辺にあるシロガシラの棲家となっている雑木林の近くに捕獲箱を置く等設置場所を検討する。
- ・シロガシラ以外が捕獲されないために、捕獲箱仕様の改良を検討する。
- ・南部地区におけるシロガシラの生態を把握するために、被害を受けやすい品目や圃場の特徴、捕獲数の月別推移を市町・地区別に調べる。
- ・被害が発生する時期(12月～3月)は、鳥獣捕獲調査員を1名確保し、圃場に設置している捕獲箱の管理や餌の補充、捕獲数調査等を行う。
- ・狩猟免許(わな・網)取得による担い手を育成する。

ハシブトガラス

- ・市町村・JA等により被害状況調査を行い農作物への被害状況を把握し、被害状況に応じてテグスを用いたカラス除け等の対策や捕獲箱の維持費、管理の改善を行いながら、被害防止対策を講じることにより、今後、農作物等の被害が拡大していかないようにする。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市町村ごとに設置した実施班において、捕獲箱の設置、管理、実態把握に努め、沖縄本島南部地区野生鳥獣被害対策協議会でその全体を把握する。
- ・実施班は、市町村担当者、普及センター、ＪＡおきなわ支店担当者、病虫害防除技術センター、猟友会で構成する。
- ・捕獲箱による駆除を行う時は、農家がＪＡおきなわ支店担当に捕獲箱借入申請した後、捕獲調査員が現場に出向いて、圃場に捕獲箱を設置する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シロガシラ ハシブトガラス	・捕獲箱設置の周知 ・捕獲する担い手の育成
令和9年度	シロガシラ ハシブトガラス	・捕獲箱設置の周知 ・捕獲する担い手の育成
令和10年度	シロガシラ ハシブトガラス	・捕獲箱設置の周知 ・捕獲する担い手の育成

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
シロガシラの捕獲方法が確立された平成23年度以降、捕獲箱の設置による対策が順調に進み平成28年度まで捕獲頭数は減少傾向であったが、平成29年度～徐々に数が増加し始めていたが、令和2年度以降は、大きな変動はない為、今後も継続的に捕獲計画を進め被害防止に努める。 ハシブトガラスは現在、沖縄本島南部地区全域に生息しており、近年、生息個体数が増加している。 被害状況調査を行うとともに被害状況に応じて捕獲箱の運営等の被害防止対策を講じていく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シロガシラ	1,000羽	1,000羽	1,000羽
カラス	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
シロガシラ 捕獲時期：12月～3月 捕獲手段：捕獲箱 カラス 捕獲時期：年中（被害状況に応じて対応する） 捕獲手段：捕獲箱

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
那覇市・豊見城市・糸満市・南城市 八重瀬町・南風原町・与那原町	・シロガシラ ・ハシブトガラス

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
シロガシラ	未定	未定	未定
ハシブトガラス	未定	未定	未定

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シロガシラ ハシブトガラス	・生息調査、パンフレット配布を行う ・既存の防鳥ネット施設を支店と受益地区で共同管理する。
令和9年度	シロガシラ ハシブトガラス	・生息調査、パンフレット配布を行う ・既存の防鳥ネット施設を支店と受益地区で共同管理する。
令和10年度	シロガシラ ハシブトガラス	・生息調査、パンフレット配布を行う ・既存の防鳥ネット施設を支店と受益地区で共同管理する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

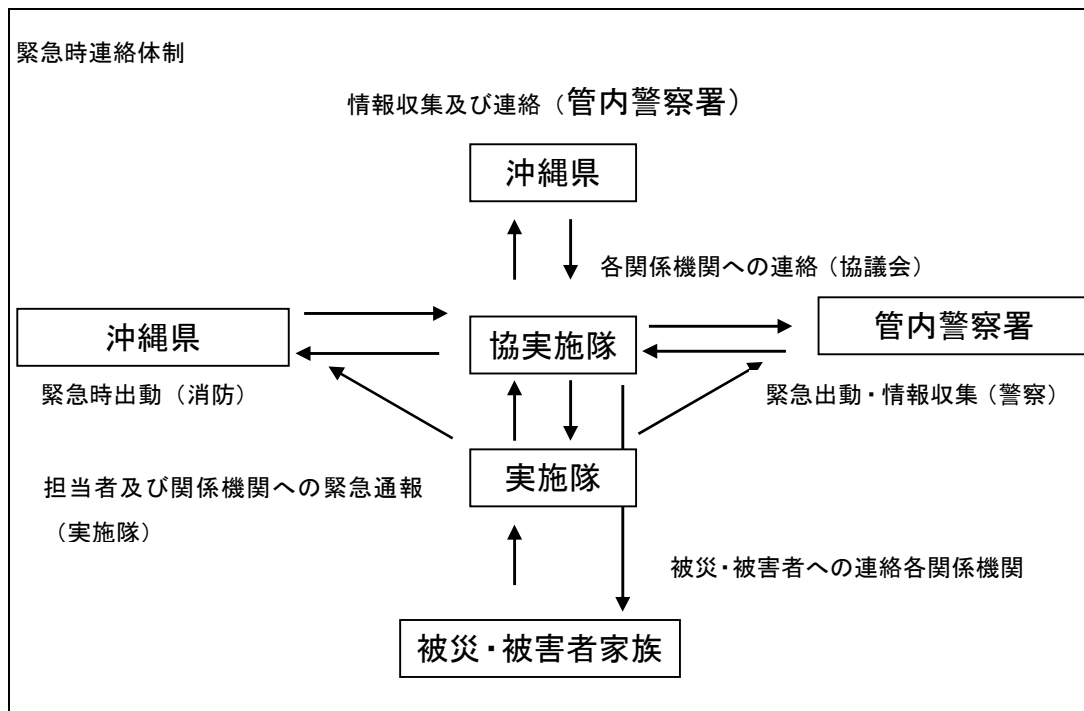
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
本島南部地区7市町	・緊急時の情報収集及び関係機関との連携
協議会実施隊	・各関係者への情報収集・情報提供・対策
管内警察署・管内消防	・緊急時の対応・出動
沖縄県	・緊急時の情報収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲数を確認の上、捕獲現場において埋設処分（買取事業も含む）

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用に適しないのでなし。
ペットフード	利用に適しないのでなし。
皮革	利用に適しないのでなし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	利用に適しないのでなし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	沖縄本島南部地区野生鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
JA おきなわ南部地区営農センター	協議会事務局
市町村	鳥獣許可申請、被害状況のとりまとめ等
普及センター	被害防止技術普及
病虫害防除技術センター	被害防止対策等の指導や助言
JA おきなわ南部地区各支店	被害防止対策実施
猟友会	駆除実施方法指導、講習会の開催

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
株式会社沖縄環境経済研究所	被害対策方法指導、調査等アドバイス

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南部地区野生鳥獣被害対策協議会において、銃器による駆除の必要があると認められた際には、猟友会を含む各対策班が各市町村から実施隊の任命を受ける。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。